

総 括 調 査 票

調査事業名	(26) 経営所得安定対策等推進事業			調査対象 予 算 額	平成 28 年度：6,480 百万円 (参考：平成 29 年度：6,441 百万円)		
省庁名	農林水産省	組織	農林水産本省	会計	一般会計	調査主体	財務局
						取りまとめ財務局	北海道財務局

①調査事業の概要

【事業の概要】

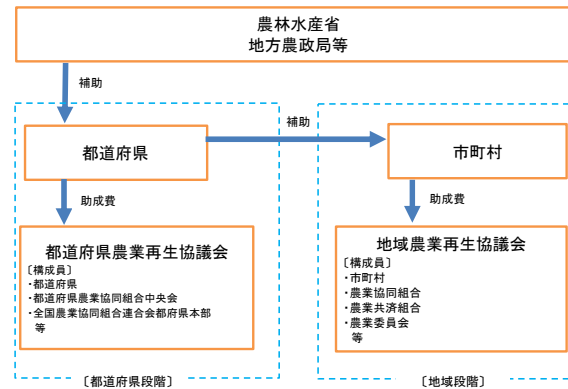
○国が運用する経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金（以下、「経営所得安定対策等」という。）の実施にあたり、国からの交付金の支払の前提となる都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や交付申請手続、作付状況や作付面積の確認等の業務に必要な経費を助成。

○事業実施主体

〔都道府県段階〕：都道府県、都道府県農業再生協議会

〔地域段階〕：市町村、地域農業再生協議会

【資金の流れ】



○事業内容

〔都道府県段階〕

- (1) 経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等）
- (2) 需要に応じた作物の生産方針等の策定
- (3) 産地交付金の要件設定・確認、市町村等に対する指導
- (4) 荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動
- (5) その他経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動

〔地域段階〕

- (1) 経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等）
- (2) 需要に応じた作物の生産方針等の策定
- (3) 申請書類等の配布、回収、整理取りまとめ、受付
- (4) 対象作物（産地交付金の助成作物を含む）の作付面積・生産数量等の確認事務
- (5) 農業者情報のシステム入力・集計事務
- (6) 産地交付金の要件設定・確認事務
- (7) 荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動
- (8) 農業者の水田情報等の収集・整理事務
- (9) 経営所得安定対策の円滑な実施に必要な一括申請等の取組
- (10) その他経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動

【調査の概要】

都道府県段階及び地域段階で執行されている経営所得安定対策等推進事業の経費（以下、「推進活動経費」という。）について、経費区分毎に執行状況を調査。

②調査の視点

○経営所得安定対策等の運営に必要な経費は適切に執行されているか。

【調査対象】 ※調査対象先/平成 27 年度交付地方公共団体数

- ・都道府県（都道府県協議会を含む） 47 先/ 47 都道府県
- ・市町村（地域農業再生協議会を含む） 421 先/1,481 市町村

③調査結果及びその分析

○推進活動経費の執行状況について【表 1】

今回の調査対象先においては、特に市町村に配分された推進活動経費は、90%以上が助成費として地域農業再生協議会に繰り入れられている。

地域農業再生協議会では、経営所得安定対策等に係る交付申請書等の受付、審査を主な業務として、謝金、旅費、事務等経費（主に臨時雇用職員賃金）、委託費として執行されている。

表 1 推進活動経費の執行状況

執行主体	経費区分	平成28年度		執行主体	経費区分	平成28年度	
			割合				割合
都道府県	謝金		0.0%	市町村	謝金		0.8%
	旅費		4.9%		旅費		0.0%
	事務等経費		11.2%		事務等経費		7.1%
	うち事務室借上		0.1%		うち事務室借上		0.0%
	うち超勤		0.2%		うち超勤		0.8%
	うち臨時賃金		1.7%		うち臨時賃金		4.2%
	委託費		0.2%		委託費		0.8%
農業再生協議会	助成費		83.7%	助成費		91.2%	
	謝金		0.9%	謝金		13.7%	
	旅費		3.6%	旅費		0.4%	
	事務等経費		64.9%	事務等経費		55.8%	
	うち事務室借上		3.3%	うち事務室借上		0.4%	
	うち超勤		0.1%	うち超勤		1.0%	
	うち臨時賃金		17.7%	うち臨時賃金		22.4%	
委託費		14.3%	委託費		21.4%		
合計			100.0%	合計			100.0%

総 括 調 査 票

調査事案名 (26) 経営所得安定対策等推進事業

③調査結果及びその分析

①各経費の執行について

①-1. 謝金及び旅費の執行について

(1) 謝金の執行状況【表2】

謝金については、作付状況の確認への協力、交付申請書・営農計画書等の配布等に対するものが大宗を占めており、支払方法や単価の設定状況を確認したところ、日当払い、定額払い、出来高払いがあった。いずれの支払い方法でも単価が大きく異なり、例えば、出来高払いでは基本額 30,000 円、1 戸あたり単価 2,000 円に設定するなど高額な協議会があった（平均では、基本額 4,105 円、1 単位あたり 289 円）。

(2) 旅費の執行状況【表3】

旅費については、宿泊や遠隔地への出張の際に、バックや割引運賃を利用しているか確認したところ、「設定があるか確認していない」団体が2団体、「設定があるにもかかわらず利用していない」団体が7団体あり、この7団体においては計140回、1,588千円分が執行されており、経費節減の取組が不十分となっている。

(3) 規程の整備状況【表4】

地域段階における謝金及び旅費の執行に関して、規程を定めた上で執行しているかを確認したところ、規程を定めずに執行している団体が多数みられた。

①-2. 事務等経費について

(1) 臨時雇用職員について【表5】

都道府県段階及び地域段階においては、臨時職員を雇用し、書類整理、データ入力、会計・経理事務、事務補助を行わせているが、臨時雇用職員の賃金を支出した 348 団体のうち、111 団体では、日報等で業務の実施状況を確認しないまま執行していた。

(2) 事務用消耗品等の購入について【表6】

都道府県・市町村等が行う経営所得安定対策等の業務と他の業務において事務用消耗品等を兼用しながら、費用負担割合を決めないまま推進活動経費で購入している団体が 146 団体のうち 86 団体あった。

(3) 事務室の借上げについて【表7】、【表8】

事業実施にあたり事務室を借り上げている協議会が 46 団体あり、借り上げている事務室の 1 ㎡あたり年間賃料単価の上位先（1 ㎡あたり単価 30,000 円以上）について、近傍の賃貸例と比較したところ、割高な賃料設定となっていた。

また、借り上げている事務室の広さを事務局人数（臨時雇用職員含む）1 人あたり面積と比較すると、平均 13 ㎡となっているところ、20 ㎡を超えている団体が 9 団体あり、中には 50 ㎡を超えている団体が 3 団体あった。

表2 謝金の支払い方法別単価

謝金の支払い方法	作付状況の確認への協力		交付申請書・営農計画書等の配付等	
	団体数	金額の範囲	団体数	金額の範囲
日当	120	2,000円～43,960円	51	1,500円～29,750円
定額	17	2,000円～89,065円	11	3,000円～50,000円
出来高	基本額	0円～10,000円	19	0円～30,000円
	1単位あたり			

※1 単位あたりには、1 筆あたり、1 戸あたりを含む。

表3 バックや割引運賃の利用状況（平成28年度）

	都道府県段階	地域段階
	団体数	団体数
バックや割引がある場合は、優先的に利用するようにしている	44	95
考慮していない	23	75
バックや割引運賃の設定が無い	19	70
バックや割引運賃の設定があるが確認していない	0	2
バックや割引運賃の設定はあるが利用していない	4	3

※旅費の執行がない団体は、本集計から除いている。

表4 地域段階における謝金・旅費に係る規程の整備状況 表5 臨時雇用職員に係る日報等の作成状況

	規程あり	規程なし	団体数	うち日報等の作成なし
	団体数	団体数		
謝金の執行規程	149	152	28	4
旅費の執行規程	144	26		
			都道府県段階	28
			地域段階	320

※謝金、旅費の執行がない団体は、本集計から除いている。

表6 事務局職員の他の業務との兼務状況及び経費の負担割合について（平成28年度）

	都道府県段階	地域段階
	他の業務と兼務している	45
消耗品・備品を兼用している	21	125
購入にあたり負担割合を定めている	17	43
購入にあたり負担割合は定めていない	4	82

表7 1 ㎡あたり賃料上位の概要と近傍賃貸例（平成28年度）

調査先	借上げ相手	年間賃料 (円)	広さ (㎡)	事務局 人数 (臨時雇用含む)	1 ㎡あたり賃料	
					(円)	(近傍賃貸例 5件平均)
都道府県A	農協	2,344,818	48.6	3	48,267	24,534
都道府県B	農協	600,000	15.7	7	38,217	25,794
都道府県C	農協	682,258	22.0	5	31,012	20,835
都道府県D	農協	1,687,260	55.4	4	30,456	27,079
市町村A	農協	3,110,400	96.0	10	32,400	19,847
市町村B	農協	432,000	13.6	3	31,765	18,772

表8 1 人あたり借上げ面積（平成28年度）

	団体数	事務局 人数計 (人)	借上げ 面積計 (㎡)	1 人あたり 面積 (㎡)	1 人あたり面積の分布状況(件)				
					～4.9㎡	5.0㎡ ～9.9㎡	10.0㎡ ～14.9㎡	15.0㎡ ～19.9㎡	20.0㎡～
都道府県段階	9	39	337.5	8.7	5	0	1	1	2
地域段階	37	207	2,864.6	13.8	11	10	7	2	7
合計	46	246	3,202.1	13.0	16	10	8	3	9

※継続的に事務室の借上げを行っていない団体は本集計から除いている。

総 括 調 査 票

調査事業名 (26) 経営所得安定対策等推進事業

③調査結果及びその分析

①-3. 委託費について【表9】

協議会では、水田台帳を管理するため、水田や耕地の実測データの収集及び入力業務やシステム開発・保守等の委託を多く行っている中、システム関係企業への委託金額は各団体によって大きく異なっており、ばらつきが認められた。

また、委託業務の中には、経営所得安定対策等の業務と直接関係しない認定農業者の認定業務が含まれている例があった。

表9 水田台帳システムに係る委託金額の分布(平成28年度)

委託 団体数	委託金額 (千円)	委託金額の分布(件)				
		0円 ～10万円	10万円 ～50万円	50万円 ～100万円	100万円 ～500万円	500万円～
163	208,636	16	41	42	60	4

②都道府県における事業実施状況報告の検証について【表10】、【表11】

都道府県は、市町村から報告された事業の実施状況を取りまとめて国に報告しなければならない。

国への報告にあたり、具体的な検証方法を確認したところ、管内全ての市町村に対し、全支出に係る証拠書類等を提出させ、全ての報告金額を検証していたのは41%にとどまっており、59%は十分な検証が行われていなかった。

また、執行内容の妥当性・必要性の検証においては、管内全ての市町村について、全支出の執行内容、目的等を確認し、検証を行っていたのは37%となっており、63%は十分な検証が行われていなかった。

このように、報告金額の検証及び執行内容の妥当性・必要性の検証が十分に行われていないにも関わらず、実地検査を行っていない団体が9団体も認められた。

表10 報告金額の検証方法について

	都道府県数	割合
報告書に記載漏れがないのみ確認することで検証としている	8	17.4%
市町村での検証方法を確認することで検証としている	4	8.7%
一部を抽出して領収書等の証拠書類を提出させ、報告金額を検証している	8	17.4%
全ての市町村から、全支出について領収書等の証拠書類を提出させ、全ての報告金額を検証している	19	41.3%
その他の方法により検証している	7	15.2%

※管内市町村で推進活動経費の支出がない都道府県1先については、本集計から除いている。

表11 執行内容の妥当性・必要性の検証方法について

	都道府県数	割合
報告書記載内容から判断して検証としている	13	28.3%
市町村での検証方法を確認することで検証としている	2	4.3%
一部を抽出して執行内容、目的等を確認し、妥当性・必要性を検証している	8	17.4%
全ての市町村について、全支出の執行内容、目的等を確認し、妥当性・必要性を検証している	17	37.0%
その他の方法により検証している	6	13.0%

※管内市町村で推進活動経費の支出がない都道府県1先については、本集計から除いている。

④今後の改善点・検討の方向性

①. 各経費の執行内容について

以下の各指摘内容を踏まえ、制度面については、規程の整備や日報の管理などの見直しを実施し、執行面については、執行内容を精査し、概算要求に反映すること。

①-1. 謝金・旅費の執行について

・謝金の執行にあたっては、業務内容に見合った単価水準に見直しを行うべき。

・旅費の執行にあたっては、パックや割引運賃を積極的に活用し経費節減を図るべき。

・予算執行の根拠となる規程の整備を速やかに行うべき。

①-2. 事務等経費の執行について

・臨時雇用職員の日報管理や、他の業務との経費負担割合を定めるなど、推進活動経費の適正な執行を図るべき。

・事務室を借上げる場合には、過大なものにならないよう賃料単価水準、借上げ面積等の妥当性を十分に検証し、必要最低限のものとすべき。

①-3. 委託費の執行について

・各協議会における水田台帳管理システムの内容やその整備・保守等に要する費用には、相当のばらつきがあることから、推進活動経費の支出の対象範囲を明確なものにすべき。

・各協議会が委託を行う際には、推進活動と直接関係しない経費が含まれないようにするとともに、委託費の執行内容を把握・検証し、委託費の透明性を高めるべき。

②. 執行状況の確認について

・都道府県は、管内全ての市町村の執行状況を的確に把握・検証したうえで、適切な指導を行うべき。